掲載内容

記入例等

届出行為概要書の記入例

第1号様式（第3条関係）（A4）

申請年月日	平成　年　月　日	届	変更届出番号	第　号	
申請番号	第　号	作	変更届出番号	第　号	

注：年都市機については、記入しないでください。

届出行為概要書

届出者	氏名(ふりがな)	カブシキガイシャ　オオサカチクジンマチシテン　オオサカハウス
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	法人名	株式会社　大阪中之島建設　大阪支店
	郵便番号	530-0005
	住所	大阪市北区中之島○丁目○－○
代理者	氏名	北浜一郎
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	法人名	北浜建設事務所
	郵便番号	530-0004
	住所	大阪市中央区大手前○丁目○－○
	電話番号	06－○○○○－○○○○
行為の名称		○○事務所ビル新築工事
行為の場所	地名地番	大阪市　北区　中之島○丁目○－○、○－○　番地
	住居表示	大阪市　北区　中之島○丁目　○－○
区域区分		■基本届出区域　□重点届出区域（名称：　）
行為の概要		■建築物高さ12.00mを超える、高さが10m以上の建築物 ■延べ面積10,000㎡を超え、地階を除く階数が11以上の建築物 □ゴルフ場、競馬場等の遊戯施設 □その他の建築物 □その他の工作物 ■新築又は新設　□増築　□移転 □改築 □外観の過半の変更 □修繕 □模様替 □消滅（廃止）

		届出行為部分		届出以外の部分		合計	
敷地面積又は建築物の床面積	イ 敷地面積					3,248.67	㎡
	ロ 建築(増築)面積	1,234.56	㎡		㎡	1,234.56	㎡
	ハ 延べ面積	9,874.54	㎡		㎡	9,874.54	㎡
	ニ 高さ	最高の高さ 32.1 ㎡ 地盤面を基準とした高さ 34.8 ㎡		ホ 階数		地上 7 階 地下 1 階	
	ヘ 構造	鉄筋コンクリート造一部				鉄骨造	
	ト 用途	事務所					
	チ 性能の変更の内容	－					
行為の着手予定日		平成 ○年 ○月 ○日		行為の完了予定日		平成 ○年 ○月 ○日	

注：この概要書には、大阪市都市景観条例第16条第1項の規に掲げる図書（写真撮影位置図、各階平面図、主要断面図を除く）を添付してください。

基本届出区域　下30
重点届出区域　下30

裏へ続く →
各階の床面積の合計を記載してください（延べ面積用紙を別途ご記載ください）

08

［手続編］では、必要な申請用紙の記入例やよくある質問事項等を掲載しています。

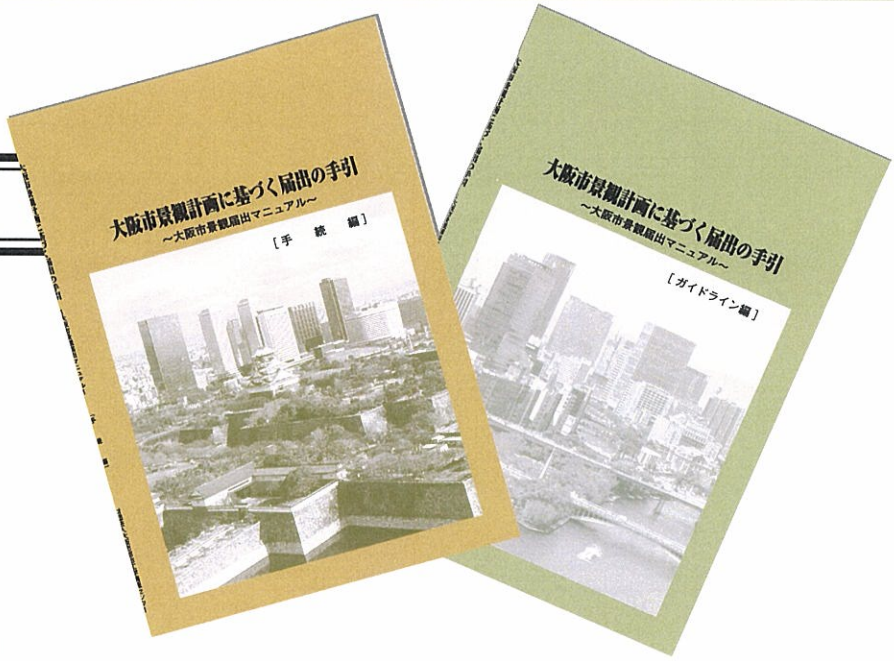

［手　　続　　編］

- **第1章**　大阪市景観計画（概要）
- **第2章**　景観計画に基づく届出に必要な手続関係（記入例等）
- **第3章**　景観配慮事項の事例
- **第4章**　景観届出Q&A
- **第5章**　大阪市の景観施策の経緯
- **付　録**
  - ・大阪市景観計画
  - ・大阪市都市景観条例
  - ・大阪市都市景観規則
  - ・景観計画区域内における行為の届出に関する取扱要綱

場所性の景観デザイン

■「歴史」の景観デザイン

まちの景観は歴史の積み重ねによってできあがったものです。まちの成り立ちを考え、その流れのうえに将来の姿図を考えるためにも、また、の歴史的資源を大切にしなければなりません。路地や町、地域など、身近なところにもそのまちの歴史を感じさせる場所や建物があるものです。こうしたものを保全し、活用する場所の特性を生かした景観デザインを心がけましょう。

まちの歴史を残す場所や建物を尊重し、整備・活用を図る

サイン、ストリートファニチャー、照明器具等は、公共施設のデザインに統合的な空間感を取り入れる

■「にぎわい」の景観デザイン

落ち着きやゆとりのあるまちづくりが求められる一方で、「にぎわい」の空間は個性ある都市景観をつくるうえで重要な役割をもっています。たとえば、身近な商店街では人々が楽しく買物できるよう、いきいきとした空間が生まれる景観デザインを行うことが大切です。また、とくに地域の核となる公共的建築物やホテル、電鉄駅ビルなどの大規模施設の整備にあたっては、周辺地域とのつながりに十分配慮し、にぎわいの景観デザインを工夫しましょう。

建物を場所に、接類スペースとゆとりの空間を設ける

建物のセットバックなどを行い、建物の低層階を中庭や一体となった歩行者空間を提供する

にぎわいを中断しないよう、建築設備類の周辺やデザインに配慮する

■「みはらし」の景観デザイン

高密な市街地では、「みはらし」がきく場所に出るとほっとするものですが、まちが一望できることは、まちを総合的に考えていく景観づくりにとって大切なことです。まちを見渡し、見通せる場所に立ち、まちの全体像を眺める。みしていい景観になっているかを点検することが重要です。高低差が少ない大阪市では、上町台地は「みはらし」の場所として貴重な空間です。かつてのように見晴らせる場所は少なくなりましたが、それでもまだ「みはらし」のいい場所は残っています。現代では、高層ビルもという新しい眺望点もできてきました。また、川や海辺も大阪の特色ある眺望地点であり、今後も保全・整備をはかっていく必要があります。

水際の景観の変遷　P45

19

［ガイドライン編］では、具体的な参考事例としての写真を多く掲載し、わかりやすく説明しています。

［ガイドライン編］

- **第1章**　景観誘導制度
  - ・景観形成地域　－都心中央部・大川・中之島・道頓堀川－
  - ・御堂筋まちなみ誘導制度
  - ・建築美観誘導制度
- **第2章**　各種景観関係指針
  - ・都市景観デザイン指針
  - ・河川景観ガイドブック
  - ・色彩景観計画ガイドブック－具体化と地域別計画－
  - ・まちの夜間景観づくりのすすめ
  - ・都市景観に配慮した立体駐車場デザイン指針
  - ・まちのアートプランづくりのすすめ
- **第3章**　その他のガイドライン
  - ・総合設計（公開空地）ガイドライン
  - ・屋外広告物のしおり
- **第4章**　景観基礎資料
  - ・大阪の景観の変遷
  - ・色彩景観計画ガイドブック（第2章部分を除く）－色彩景観の基本的な考え方－